**様式第２号**　契約書（第５条関係）　※スーパーバイジーが認定社会福祉士取得前の場合

|  |
| --- |
| スーパービジョン実施契約書  （スーパーバイザー登録番号・スーパーバイザー氏名）Ｓ　-　　 　　　　　　　（以下、甲という）と  （社会福祉士登録番号・スーパーバイジー氏名） 　　No. 　　 　　　　　　（以下、乙という）及び公益社団法人　福岡県社会福祉士会（以下、丙という）は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第47条の２に定める資質向上のため、認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーの行動規範を遵守し、次の条項によりスーパービジョン実施契約を締結する。  （スーパービジョン内容）  第１条　甲は乙に対し、認定社会福祉士を取得する前のスーパービジョンを行う。  ２　認定社会福祉士を取得する前のスーパービジョンの目的は、「①ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを確立する、②所属組織におけるソーシャルワーク業務を確立し担えるようにする、③専門職として職責と機能が遂行できるようにする」とする。  ３　甲及び乙は、スーパービジョンの実施場所についてスーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。  ４　スーパービジョン期間は、１年間で６回以上とする。なお、１回は１時間以上とする。  ５　甲及び乙は、乙の希望に基づくスーパービジョンの課題及びテーマについて、スーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。  ６　甲は乙に対し、適切なスーパービジョンを行うものとする。  （機密の保持）  第２条　甲及び乙は、スーパービジョンで扱う事例及びスーパービジョンの内容等のスーパービジョンの実施中に知り得た個人情報及び機密の保持に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法第46条（秘密保持義務）の規定を遵守しなければならない。  ２　正当な理由のためスーパービジョンで得られた個人情報を他に知らせる場合は、所属するソーシャルワーカーの職能団体の「倫理綱領」を遵守するものとする。  （事故の責任）  第３条　スーパービジョン中に、甲又は乙が第三者に損害を与えた場合、誠意をもって対応しなければならない。  （スーパービジョン経費）  第４条　スーパービジョンを実施する際に発生する経費の実費は、甲及び乙のそれぞれの負担とする。  ２　甲及び乙は、前項の経費についてスーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。  （信義誠実）  第５条　甲及び乙は、信義誠実の原則を尊び、本契約を履行するものとする。  （契約の変更・解除）  第６条　乙は、この契約の履行が困難になった場合には、契約を解除することができる。  ２　甲は、正当な理由によりこの契約の履行が困難になった場合には、契約を解除することができる。  ３　契約の解除にあたっては、未履行分に関する費用（謝金）の支払いは要しない。  なお、既に履行予定の費用（謝金）を支払っている場合は、甲は乙に未履行分の費用（謝金）を返金するものとする。  ４　甲及び乙は、前3項に定める他、この契約の履行を中止、または契約内容を変更し、もしくはこれ  を解除する必要を生じた場合は、甲、乙、丙協議により決する。  （補足）  第７条　この契約の履行に関し、定めのない事項の取り扱い及び解釈上の疑義を生じた場合の取り扱いについては、その都度、甲、乙、丙協議により決する。  以上、契約の証として、本契約書を３通作成し、甲、乙、丙、それぞれ記名捺印の上、各１通を保有する。  西暦　　　　　年　　　月　　　日  （スーパーバイザー）  甲　住所  氏名　　　　　　　　　　　　印  （スーパーバイジー）  乙　住所    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印  （公益社団法人　福岡県社会福祉士会）  丙　住所　福岡市博多区博多駅前3-9-1  ｱｲﾋﾞｰｺｰﾄⅢﾋﾞﾙ5F  公益社団法人　福岡県社会福祉士会  会長　　百枝　孝泰　　印 |